

○広島大学大学院たおやかで平和な共生社会創生プログラム文化創生コース会議細則

平成 26 年 3 月 14 日

たおやかで平和な共生社会創生プログラム会議承認
広島大学大学院たおやかで平和な共生社会創生プログラム文化創生コース会議細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学大学院たおやかで平和な共生社会創生プログラム運営内規(平成 26 年 3 月 14 日たおやかで平和な共生社会創生プログラム会議承認)第 19 条第 2 項の規定に基づき、広島大学大学院たおやかで平和な共生社会創生プログラム文化創生コース会議(以下「コース会議」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 コース会議は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 文化創生コース主任
- (2) 文化創生コースのプログラム担当者
- (3) その他プログラム責任者が必要と認めた者

2 前項第 3 号の委員は、プログラム責任者が委嘱する。

3 第 1 項第 3 号の委員の任期は、2 年とし、4 月 1 日に任命することを常例とする。ただし、4 月 2 日以降に任命された場合の任期は、その任命の日から起算して 1 年を経過した日の属する年度の末日までとする。

4 第 1 項第 3 号の委員の再任は、妨げない。

(審議事項)

第 3 条 コース会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 文化創生コースの教育研究及び運営に関する事項
- (2) その他文化創生コースに関する事項

(会議)

第 4 条 コース会議に議長を置き、コース主任をもって充てる。

2 議長は、コース会議を招集し、その議長となる。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

第 5 条 コース会議は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第 6 条 コース会議の事務は、たおやかで平和な共生社会創生プログラム事務室において処理する。

(雑則)

第 7 条 この細則に定めるもののほか、コース会議に関し必要な事項は、コース会議が定める。

附 則

この細則は、平成 26 年 3 月 14 日から施行し、平成 25 年 10 月 1 日から適用する。

(制定理由)

広島大学大学院たおやかで平和な共生社会創生プログラム文化創生コース会議に関し必要な事項を定めることとするため。